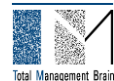


TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 26 年 7 月 31 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 大北 裕子
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

源泉徴収対象の賞与と認定された事例【高等裁判所裁決】

今回は法人の元理事長が法人から自己の個人的用途に使用する目的で取得した金銭が、法人が元理事長に支払った「賞与」であり、源泉徴収の対象であるとされた判例を一部抜粋してご紹介いたします。また、その判例に関連して、皆様方の同族会社が取引を行う際に、特にご注意いただきたい点をご紹介します。

《源泉徴収対象の賞与と認定された事例（大阪高等裁判所 H15.8.27 判決）の要旨》

法人の元理事長（以下、「A」という。）が法人から自己の個人的用途に使用する目的でAの個人口座に金銭を送金しました。Aは法人の実質的な創始者であり、法人においてAに反対する他の理事はおらず、Aの指示は絶対的であり、Aがワンマン代表者として法人を実質的に支配していました。この支出を課税当局は、賞与であると認定したのです。

この事案に対して、京都地方裁判所（H14.9.20 判決）は、「Aが取得した金銭はAの利益であるから、Aの所得であることは明らかであるが、源泉徴収の対象となる給与や賞与であると認めるのは無理である。この金銭の移動は、Aによる横領行為によるものであるから、理事長としての職務・役務の提供と対価関係にあると解するのは不合理であり、法人は支払者として、Aから所得税を徴収する余地はなかったのである。」と、源泉徴収対象の賞与ではないと判決しました。

この判決に不服を持った国は控訴し、その結果、大阪高等裁判所（H15.8.27 判決）では、「Aの法人における実質的な支配権等に照らすと、Aの意思に基づいて、法人の口座からAの口座へ送金されていたことは明らかであり、法人がAに経済的利得を与えたものである。この金銭は定期的に定額が支払われたものではなく、臨時的な給付であることから、「賞与」に該当する。この金銭はAが代表者の地位にあったことによる給付（職務・役務の提供と対価関係にある）である賞与と認めてよい。」と、源泉徴収対象の賞与であると判決を下しました。さらに、上告された最高裁判所（H16.10.29 判決）では、上告棄却となりましたので、高等裁判所の判決内容である「賞与」で確定したのです。

《会社が取引を行う上で、注意すべき点について》

（1）判例による解釈

Aへの金銭移動は、会社法（理事長が資産を管理する、理事会の同意を得る等）に基づいて行われており、横領されていたと法人が主張する金銭は法人がAに報酬として支払った取引であると判示されたのです。つまり、例えば会社の代表として行為をする者が勝手に金銭を取り込んだとしても、課税上はある程度の支配権を持つ者が行った行為は、すべて会社が行った取引として判断される可能性が高いということです。

（2）同族会社の場合

では、上記の判例とは異なりますが、「同族会社」についてはどうでしょうか。同族会社は、ついつい親族との取引が安易になりがちです。例えば、同族会社と同族間で金銭の授受を行った場合、預金間の移動のみで、当事者同士が「金銭貸借」である旨を主張しても、今回の判例のように、「賞与」であると認められてしまう可能性があるのです。

なぜなら、今回の判例では、①「誰が実質的に会社を支配しているのか」、②「誰の意思に基づいて取引が行われているのか」、③「定期的に支払われる定額ではない金銭」の3つを根拠に「賞与」であると認められたからです。この中でも、「誰が実質的に会社を支配しているのか」、「誰の意思に基づいて取引が行われているのか」、に焦点を当てて考えますと、何の根拠資料もない金銭貸借では、「誰が実質的に会社を支配しているのか」、「誰の意思に基づいて取引が行われているのか」に該当し、貸借ではなく返済意思のない「賞与」であるとされる可能性があります。

それでは、このような場合には、どうすべきであるのか・・・法律と認められる手続きをしっかりとっておくことです。①金銭貸借の場合は民法に基づき、「金銭消費貸借契約書」を作成すること、②利益相反取引に該当するのでから会社法に基づき、「取締役会（取締役会がなければ、株主総会）」を開催すること（会社法 356 条、365 条）です。そして、証拠として証憑書類はきちんと残しておくことです。これにより、「賞与」と認定されることなく、金銭貸借と判断されるのでしょから安心です。

《まとめ》

会社が取引を行う場合には、必ず会社法や民法等の法律に基づいた上で、取引を実行することが必要です。そして、その取引の証拠資料として証憑書類は必ず残しておきましょう。そうしなければ、「賞与」と認定される可能性が高くなり、金銭を取得した個人には所得税が課され、金銭を支払った法人は損金（＝費用）とすることができませんので、ご注意ください。ベストな方法は、同族会社であっても、別人格なのですから、むやみに金銭の移動を行わないことです。